

千葉県告示第235号

介護保険法第115条の46第11項において準用し、介護保険法施行令第37条の14において技術的読み替えをすることとされている地域包括支援センターについて、下記のとおり移転及び名称を変更するため、介護保険法第69条の14第3項の規定により告示します。

令和5年3月27日

千葉市長 神谷 俊一

事業者の名称	主たる事務所の所在地	移転に係る事業所			変更年月日
			名称	所在地	
社会福祉法人 煌徳会	千葉県花見川区大日町 1492-2	変更前	千葉県あんしんケア センター東千葉	千葉市中央区要町16 -12	令和5年 4月1日
		変更後	千葉県あんしんケア センター弁天	千葉市中央区弁天1- 3-6 デイキャッチ 千葉駅前ビル3階	